

薬局における麻薬・向精神薬取扱い 関係資料

沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課

目 次

薬局における麻薬管理マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・	1
麻薬事務手続一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
麻薬廃棄に係るフローチャート図・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
薬局における向精神薬取扱いの手引き・・・・・・・・・・・・	2 1

薬局における麻薬管理マニュアル

第1 麻薬小売業者の免許

薬局で麻薬を調剤するには、麻薬小売業者の免許を取得する必要があります。

1 麻薬小売業者(麻薬及び向精神薬取締法(以下「法」という。)第2条)

麻薬小売業者とは、都道府県知事の免許を受けて麻薬施用者が発行した麻薬を記載した処方せん(以下「麻薬処方せん」という。)に基づき調剤した麻薬を譲り渡すことを業とする者です。

麻薬施用者：都道府県知事の免許を受けて、疾病の治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付する者です。

(1) 免許の申請(法第3条)

麻薬小売業者の免許申請を行う際には、次の書類等が必要です。

- ① 麻薬小売業者免許申請書
- ② 心身の障害があっても麻薬小売業者の業務を適正に行うことができ、麻薬中毒者又は覚せい剤の中毒者ではない旨の診断書(法人の場合は、業務を行う役員全員の診断書)
- ③ 薬局開設許可証の写し
- ④ 申請者が法人又は団体であるときは、麻薬関係業務を行う役員についての組織図(代表者の記名押印により証明されたもの)

[麻薬関係業務を行う役員について(例)]

- ア 合名会社…定款に別段の定めのないときは社員全員
- イ 合資会社…定款に別段の定めのないときは無限責任社員全員
- ウ 株式会社(特例有限会社を含む)…代表取締役及び「麻薬及び向精神薬取締法」の免許に係る業務を担当する取締役
- エ 民法法人…理事全員

(2) 免許の有効期間(法第4条・第5条)

免許の有効期間は、免許の日から翌々年の12月31日までです。

免許証を他人に譲渡し、又は貸与することはできません。

引き続き業務を行う場合は、事前に申請を受け付けします。

(3) 業務廃止等の届出(法第7条)

免許証の有効期間中に麻薬に関する業務を廃止したとき、又は薬局の廃止等で麻薬免許の絶対的要件(法第3条第2項第5号)となる資格を失ったときは、15日以内に麻薬小売業者免許証を添えて「麻薬小売業者業務廃止届」により都道府県知事に届け出なければなりません。また、開設者が死亡、又は法人が解散した場合の「麻薬小売業者業務廃止届」は、相続人等届出義務者が都道府県知事に届け出なければなりません。

(4) 免許証の返納(法第8条)

免許証の有効期間が満了したとき、又は免許を取り消されたときは、15日以内に「麻薬小売業者免許証返納届」により免許証を都道府県知事に返納しなければなりません。

(5) 免許証の記載事項の変更届(法第9条)

免許証の記載事項に変更が生じたときは、免許証を書き換える必要がありますので、15日以内に「麻薬小売業者免許証記載事項変更届」により、麻薬小売業者免許証を添えて、都道府県知事に届け出なければなりません。

※ 記載事項変更届は、住所、氏名、業務所の名称の変更に限られます。業務所(薬局)の移転や法人化する場合には、いったん、業務を廃止し、新たに免許を取得する必要があります。

※ 地番変更や市町村の合併、分割などに伴う住所の変更について届は必要ありません。

(6) 免許証の再交付(法第 10 条)

麻薬小売業者は、免許証をき損し、又は亡失したときは 15 日以内に「麻薬小売業者免許証再交付申請書」により、その事由を記載し、かつ、き損した場合にはその免許証を添えて都道府県知事に、免許証の再交付を申請しなければなりません。

また、免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、15 日以内に「麻薬小売業者免許証返納届」によりその免許証を添えて返納しなければなりません。

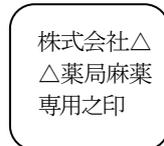
なお、再交付の申請時に、手数料が必要です。

第 2 譲受け・譲渡し

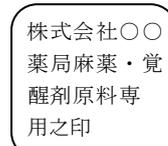
1 譲受け(法第 24 条・法第 26 条・法第 32 条)

- ① 麻薬小売業者が麻薬を購入できる相手先は、同一都道府県内の麻薬卸売業者に限定されています。
- ② 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受けるときには、麻薬譲渡証及び麻薬譲受証の交換が必要です。麻薬譲受証をあらかじめ麻薬卸売業者に交付するか、あるいは麻薬譲渡証と同時交換でなければ麻薬を受け取ることはできません。
- ③ 麻薬譲受証には、免許番号、免許の種類、譲受人の氏名(法人にあつては名称、代表者の職名及び氏名)、麻薬業務所の所在地・名称、譲り受けようとする麻薬の品名・数量等必要事項を記載し、押印(法人にあつては代表者印又は麻薬専用印(他の用務と併用する印は認められません。ただし、覚醒剤原料の印を除く。))してください。

麻薬専用印の例



麻薬と覚醒剤原料を兼用する印の例



また、余白部分には、斜線を引くか又は「以下余白」と記載してください。

- ④ 麻薬譲受証は、麻薬小売業者の責任において作成してください。
- ⑤ 麻薬卸売業者から麻薬を受ける場合は、麻薬卸売業者の立会いの下に、
 - ◎ 麻薬譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか。
 - ◎ 麻薬譲渡証の品名、数量、製品番号と現品が相違しないか。
麻薬の数量の確認は必ずしも開封して行う必要はありません。実際に使用する段階で開封した時には数量を確認し、不足、破損等を発見した場合は、麻薬小売業者が麻薬事故届を都道府県知事に提出してください。
 - ◎ 麻薬の容器には証紙による封が施されているか。
を確認してください。
両者立会いで証紙を開封し、麻薬の破損等を発見した場合は、麻薬小売業者は麻薬譲渡証を返し、麻薬卸売業者から麻薬譲受証の返納を受け、譲渡の対象となった麻薬を麻薬卸売業者が持ち帰りますが、この場合、麻薬卸売業者が麻薬事故届を提出することになります。
- ⑥ 麻薬譲渡証の保存は交付を受けた日から 2 年間です。麻薬譲渡証を万一紛失又はき損した場合は、理由書等(き損した場合は、麻薬譲渡証を添付)を取引のあった麻薬卸売業者に提出し、再交付を受けてください。
なお、紛失した麻薬譲渡証を発見したときは、すみやかに麻薬卸売業者に返納してください。
- ⑦ 麻薬小売業者が麻薬卸売業者の業務所から遠隔地にある場合等は、麻薬を麻薬卸売業者から書留便等の郵送により譲り受けることは差し支えありません。麻薬卸売業者の業務所に直接出向いて麻薬を購入することは、事故等を生じ易いのでできるだけ避けてください。緊急時等やむを得ず麻薬卸売業者の業務所に直接出向いて麻薬を購入する時は、必ず互いに麻薬取扱者免許証等を提示して、身分確認を行ってください。

- ⑧ 麻薬の交付を受けた患者、又は患者の家族から不要になった麻薬を譲り受けた場合、譲り受けた麻薬をその都度、若しくはある程度まとまった段階で、管理薬剤師が他の従事者の立ち会いの下で廃棄し、廃棄後 30 日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を都道府県知事に提出してください。(法第 24 条第 1 項・第 35 条第 2 項)

2 譲渡し〈患者への交付〉(法第 24 条第 11 項・法第 25 条)

麻薬小売業者は、麻薬処方せんの交付を受けた者に対し、その処方せんにより調剤した麻薬を交付する以外に麻薬を譲渡することはできません。また、麻薬卸売業者へ返品することもできません。

※ 次項の麻薬小売業者間譲渡許可(法第 24 条第 12 項)による麻薬小売業者への譲渡しは可能です。しかし、薬局、病院、診療所等の間の貸し借りは絶対にはいけません。譲渡・譲受違反となります。(同一開設者が開設する薬局間においても同様です。)

麻薬小売業者は、患者の病状等の事情により、患者が麻薬を受領することが困難と認める場合には、麻薬処方せんの交付を受けた患者又はその看護に当たる家族等の意を受けた患者の看護にあたる看護師、ホームヘルパー、ボランティア等に麻薬を手渡すことができます。その際、不正流通等防止のため、看護師等が患者等の意を受けた者であることを書面、電話等で確認してください。

さらに、患者が交付された麻薬を指示どおり服薬していることを、患者又は患者の家族等を通じて随時確認してください。

また、麻薬注射剤を患者に交付するときで、患者又は患者の看護に当たる家族等に直接手渡す際には、薬液を取り出せない構造で麻薬施用者が指示した注入速度(麻薬施用者が指示した量及び頻度の範囲内で患者が痛みの程度に応じた追加投与を選択できる「レスキュー・ドーズ」として注入できる設定を含む。)を変更できないものにしてください。ただし、患者等の意を受け、さらに麻薬施用者から医療上の指示を受けた看護師が患者宅へ麻薬注射剤を持参し、患者に施用を補助する場合(麻薬小売業者が患者宅へ麻薬注射剤を持参し、麻薬施用者から医療上の指示を受けた看護師に手渡す場合を含む。)はこの限りではありません。

なお、麻薬小売業者が患者等の意を受けた看護師等に麻薬を手渡した時点で、患者へ麻薬を交付したことになります。

3 麻薬小売業者間譲渡許可(法第 24 条第 12 項)

2 以上の麻薬小売業者は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、共同して、麻薬の譲渡しの許可を申請することができます。

- ① いずれの麻薬小売業者も、共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとする者であること
- ② いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること

なお、許可業者にあつては、麻薬施用者が発行する麻薬処方せんによる調剤を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ、それぞれ必要な麻薬を備蓄してください。

(1) 許可の申請

麻薬小売業者間譲渡許可の申請にあつては、次の事項を記載した申請書を、当該麻薬小売業者の麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同で提出してください。

- ① 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- ② 麻薬業務所の名称及び所在地
- ③ 期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間
- ④ いずれの申請者も、他の申請者がその在庫量の不足のため、麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡す旨

(2) 許可の有効期間

許可の有効期間は、許可の日からその日の属する年の翌々年の12月31日か、又は期間を限定して許可をした場合には当該期間の最後の日の、いずれか早い日までです。有効期間が満了したときに、許可は失効します。有効期間内においては、譲渡の回数に制限はありません。

(3) 許可の変更届

許可業者は、許可の有効期間内において、許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効した時、許可業者のいずれかが他の許可業者に麻薬を譲り渡さないこととした時、又は許可業者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）若しくは麻薬業務所の名称等に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した「麻薬小売業者間譲渡許可変更届」に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて、当該麻薬小売業者の麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して届け出なければなりません。

(4) 許可の追加届

許可業者は、許可の有効期間内において、許可業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、前記に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、「麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届」を当該麻薬小売業者の麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して届け出なければなりません。

(5) 許可書の再交付

許可業者は許可書を毀損し、又は亡失したときは、速やかに、「麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書」により、その事由を記載し、かつ、毀損した場合には当該許可書を添えて、当該麻薬小売業者の麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に許可書の再交付を申請しなければなりません。

(6) 許可書の返納

許可業者は、全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととした時、全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者の免許が効力を失った時、許可書の再交付を受けた後に亡失した許可書を発見したときには、「麻薬小売業者間譲渡許可書返納届」により、当該麻薬小売業者の麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に、麻薬小売業者間譲渡許可書を共同して返納してください。

(7) 留意事項

- ① 許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可書を、許可を受けた日から5年間保存してください。
- ② 本許可に基づく譲渡にあつては、証紙による封が施されているか否かを問わず、譲渡が可能です。
- ③ 許可業者は、当該許可により他の許可業者に麻薬を譲り渡す場合には、麻薬処方せんの写し及び譲受人が作成した譲受確認書の交付を受けた後、又はこれと引換えに麻薬を交付し、同時に自らが作成した譲渡確認書を麻薬の譲受人に交付してください。
- ④ 麻薬処方せんの写し及び譲渡確認書又は譲受確認書は、交付を受けた日から2年間保存してください。
- ⑤ 同時期に2以上の麻薬小売業者間譲渡許可を受けないでください（ただし、許可書を返納した場合を除く）。
- ⑥ 麻薬の交付は、事故の未然防止の観点から適切と考えられる場所で行ってください。
- ⑦ 麻薬の運搬は、それぞれの管理薬剤師又はその管理の下で業務に従事する者が行ってください。
- ⑧ 麻薬の交付を行う際は、譲渡側・譲受側の許可業者の双方が立ち会い、品名・数量、破損等の有無を直接確認してください。
- ⑨ 麻薬の交付時まで破損等が確認された場合は、譲渡側の許可業者において事故届を提出することとし、交付後に破損等が確認された場合は、譲受側の許可業者において事故届を提出してください。
- ⑩ 譲渡側の許可業者は、譲受側の許可業者が受領した麻薬処方せんに基づく予製行為を行うことはできません。

4 業務廃止に伴う譲渡し等（法第7条・法第36条）

業務を廃止したり、法人が解散した際に所有している麻薬は、業務廃止後50日以内であれば同一都道府県内の他の麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。この場合、譲り渡した日から15日以内に「麻薬譲渡届」を都道府県知事に提出することが必要です。

また、譲り渡さない場合は、50日以内に「麻薬廃棄届」を都道府県知事に提出して、麻薬取締職員又は保健所職員（麻向法第50条の38に規定する職員）の立会いの下に廃棄しなければなりません。

薬局の開設者が死亡した場合、相続人等の届出義務者が同様に届け出なければなりません。

第3 管理・保管（法第34条）

- (1) 麻薬小売業者は、その業務所における麻薬の譲受け、保管、交付等の管理を薬剤師である麻薬小売業者（薬局開設者）が自ら行うか、若しくは管理薬剤師に行わせる必要があります。
- (2) 麻薬小売業者が所有する麻薬は、薬局内に設けた鍵をかけた堅固な設備内に保管しなければなりません。

なお、「鍵をかけた堅固な設備」とは、麻薬専用の固定した金庫又は容易に移動できない金庫（重量金庫）で、施錠設備のあるものをいいます。（手提げ金庫、スチール製のロッカー、事務機の引き出し等は麻薬の保管庫とはなりません。）

- (3) 麻薬の保管庫の設置場所は、薬局、調剤室、薬品倉庫等のうち、盗難防止を考慮し、人目につかず、関係者以外の出入がない場所を選ぶことが望まれます。
- (4) 麻薬保管庫内には、麻薬以外の他の医薬品、現金及び書類（麻薬帳簿を含む）等を一緒に入れることはできません。（麻薬の出し入れを頻回に行う施設等にあつて、1日の間の麻薬の出し入れを管理するための書類を除く。）
- (5) 麻薬保管庫は、出し入れのとき以外は必ず施錠し、鍵を麻薬保管庫につけたままにしないでください。
- (6) 定期的に帳簿残高と在庫現品を照合し、在庫の確認を行ってください。

第4 麻薬処方せんの受付（法第27条第6項）

- (1) 麻薬処方せんの記載事項

- ① 患者の氏名、年齢（又は生年月日）、住所
- ② 麻薬の品名、分量、用法用量
- ③ 処方せんの使用期間（有効期間）
- ④ 処方せんの発行年月日
- ⑤ 麻薬施用者の記名押印又は署名
- ⑥ 麻薬施用者の免許番号
- ⑦ 麻薬施用者が処方を行った医療機関の名称及び所在地

※ ①患者の住所及び⑥麻薬施用者の免許番号については、一般の処方せんにはない項目ですので、麻薬処方せんを受け付ける場合は、必ず当該項目が記載されていることを確認してください。

- (2) ファクシミリによる処方せんの取り扱いについて

ファクシミリにより送信された麻薬処方せんの処方内容に基づき麻薬の調製等を開始することは、一般薬と同じようにできます。後刻、実物の麻薬処方せんを受領し、内容を確認してから麻薬を交付してください。（患者等が受け取りに来ない場合、調剤前の麻薬として再利用できます。また、液剤等で再利用できず廃棄する場合は事前に麻薬廃棄届を都道府県知事に提出してください。）

- (3) 不備又は不審な処方せんの取り扱い（薬剤師法第 24 条）
処方せんに疑義がある場合、処方せんを交付した医師等に問い合わせ、疑義を確認した後でなければ、調剤できません。最近、処方せんをカラーコピーして偽造し薬局に持ち込むといった事件が頻発しており、注意が必要です。
- (4) 麻薬処方せんの保存（薬剤師法第 27 条）
薬局開設者は、一般の処方せんと同様に、当該薬局で調剤済みとなった日から 3 年間保存してください。麻薬処方せんを一般の処方せんとは分けて保存すると便利です。
- (5) フェンタニル経皮吸収型製剤の慢性疼痛患者への処方
患者から麻薬処方せんと共に確認書の提示を受け調剤してください。確認書が確認できない場合には、処方医が講習を終了した医師であることを確認した上で調剤してください。
※ 医師は製造販売業者の提供する講習を受講
製造販売業者は講習を終了した医師に対し当該医師専用の確認書を発行
医師及び患者は処方時に確認書に署名

第 5 記録・帳簿の記載（法第 38 条）

- (1) 薬局に帳簿を備え、麻薬の受払いについて、次の事項を記載する必要があります。
- ① 譲り受け又は廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日
 - ② 譲り渡した麻薬の品名、数量及びその年月日
(コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類については、記載する必要はありません。)
 - ③ 麻薬事故届を提出した場合は、届け出た麻薬の品名、数量及び事故年月日(届出年月日については備考欄に記載)
 - ④ 廃棄した麻薬については、備考欄に届出年月日
- (2) 帳簿の記載に当たっては、次の事項に注意する必要があります。
- ① 帳簿は、品名、剤型、規格別に口座を設けて記載してください。
例えば、麻薬の原末から 10%散を予製した場合には、10%散の口座を新たに作成して記載してください。
 - ② 帳簿の形式としては、金銭出納簿形式のものが便利です。
なお、脱着式(ルーズリーフ等)の帳簿を使用しても差し支えありません。
 - ③ 帳簿の記載には、万年筆、サインペン、ボールペン等の字が消えないものを使用してください。
 - ④ 麻薬の受け払い等をコンピュータを用いて処理し、帳簿とする場合は、帳簿に麻薬取締職員等の立会署名等を必要とすることもありますので、原則として定期的に出力された印刷物を 1ヶ所に整理し、立入検査等の際に提示できるようにしてください。
 - ⑤ 帳簿の訂正は、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい数字等を書いてください。訂正した箇所に管理者等の訂正印を押してください。修正液や修正テープは使用しないでください。
- (3) 記載の方法
譲り受け又は譲渡しがあつた都度記載することが原則です。記載内容等は、下記の項に従って記入してください。
- ① 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬の受入年月日は、麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日としてください。このほか備考欄には、購入先の麻薬卸売業者の名称及び製品の製品番号を記載してください。また、譲渡証の日付と納品日(到着日)が異なる場合、納品日(到着日)を備考欄に記載してください。
 - ② 患者等からの譲り受け
患者の死亡等の理由により患者の家族等から返却された麻薬についても品名、数量、年月日を帳簿、若しくは補助簿を作成して記載してください。

また、同じ日に複数の患者から返却があった場合は、個々に返却された数量が分かるように記載してください。

譲り受けた麻薬を廃棄する場合は、備考欄に廃棄年月日、調剤済麻薬廃棄届の提出年月日を記載し、廃棄の立会者が署名又は記名押印してください。

※ 外来患者から返却された麻薬はすべて廃棄してください。

③ 処方せんによる譲渡し

麻薬処方せんにより調剤した患者の氏名を備考欄に記載してください。(コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類は、記載する必要はありません。)

④ 麻薬小売業者間譲渡許可による譲渡・譲受

麻薬小売業者間譲渡・譲受の相手方の名称を備考欄に記載してください。

⑤ 慢性疼痛患者へのフェンタニル経皮吸収型製剤の交付

慢性疼痛緩和の目的でフェンタニル経皮吸収型製剤を払い出す際には、麻薬帳簿の備考欄に、「慢」などと記載することにより、慢性疼痛緩和の目的での受け払いであることを明確にしてください。

(4) その他

定期的に帳簿残高と在庫現品との確認をすることが必要です。

なお、アヘンチンキ等の自然減量及びモルヒネ原末等の秤量誤差については、帳簿にその旨を記載し、備考欄に立会人が署名又は記名押印してください。

麻薬小売業者は、帳簿を最終の記載の日から2年間保存することが義務付けられています。

麻薬帳簿の記載例 1

モルヒネ硫酸塩徐放錠「〇〇〇」 10mg				単位 錠
年月日	受	払 出	残 高	備 考
H22. 10. 1			10	前帳簿から繰越し
H22. 10. 1	10		20	○△薬局から譲受 ※1
H22. 10. 1		20	0	□川○太
H22. 10. 2	100		100	〇〇会社から購入 製品番号 123456
H22. 10. 2		18	82	○田○重
H22. 10. 6		24	58	△原△一
H22. 10. 12	(10) ※2		58	□村□郎の家族から返納 H22. 10. 13 廃棄 H22. 10. 23 調剤済麻薬廃棄届提出 立会者 〇〇〇〇
H22. 10. 16		1	57	所在不明 H22. 10. 17 事故届提出

※1 麻薬小売業者間譲渡許可を受けている場合に限りです。

※2 患者から返納された麻薬数量を受入欄に記入する際は、購入した数量と区別するため、() 書きとして、残高には加えないでください。

麻薬帳簿の記載例 2

リン酸コデイン(原末のみの口座)

単位 g

年月日	受入	払出	残高	備考
H22. 11. 1	5		5	〇〇会社から購入 製品番号 123456
H22. 11. 2		2	3	10%散 20g 調製
H22. 11. 3		3	0	1%散 300g 調製



※ 別に口座を設けること。

リン酸コデイン 10%散

単位 g

年月日	受入	払出	残高	備考
H22. 11. 2	20		20	原末から調製

リン酸コデイン 1%散

単位 g

年月日	受入	払出	残高	備考
H22. 11. 3	300		300	原末から調製

(注) リン酸コデイン、リン酸ジヒドロコデイン、塩酸エチルモルヒネの 10%散(水)、1%散(水)を予製する場合、それらの口座については、受入れの数量、年月日を記載するのみで個々の払出しについては記載する必要はありません。

麻薬帳簿の記載例 3

フェンタニル経皮吸収型製剤「〇〇〇」 2.1mg

単位 枚

年月日	受入	払出	残高	備考
H23. 3. 1			15	前帳簿から繰越し
H23. 3. 1		3	12	〇山口男
H23. 3. 2		5	7	□田△也 (慢)

第6 廃棄 (法第29条・法第35条第2項)

麻薬を廃棄する場合は、麻薬の品名、数量等について、都道府県知事に「麻薬廃棄届」により届け出て、麻薬取締員等の立会いの下に行なわなければなりません。また、麻薬処方せんにより調剤された麻薬については、廃棄後 30 日以内に都道府県知事に「調剤済麻薬廃棄届」により届け出なければなりません。

1 廃棄の手続き

(1) 陳旧麻薬等の廃棄(法第29条)

古くなったり、変質等により使用しない麻薬、調剤ミスにより使えなくなった麻薬等を廃

棄しようとするときは、あらかじめ「麻薬廃棄届」により、都道府県知事に届け出た後でなければ廃棄することはできません。廃棄は麻薬取締員等の指示に従ってください。

(2) 麻薬処方せんにより調剤された麻薬の廃棄(法第 35 条第 2 項)

麻薬処方せんにより交付された麻薬を、患者の死亡等により遺族等から譲り受けた場合は、麻薬小売業者(薬局開設者)自ら、若しくは管理薬剤師が、他の薬剤師又は職員の立会いの下に廃棄してください。

廃棄は、焼却、放流、酸・アルカリによる分解、希釈、他の薬剤との混合等、麻薬の回収が困難で適切な方法によってください。

また、廃棄後 30 日以内に「調剤済麻薬廃棄届」により都道府県知事に届け出てください。

なお、30 日以内であればその間の複数の廃棄をまとめて一つの届出書で提出しても差し支えありません。

さらに、麻薬帳簿にその旨を記載するか、廃棄用の補助簿を作成して記録する必要があります。

第 7 麻薬の事故届(法第 35 条)

麻薬小売業者が所有している麻薬が、滅失、盗取、破損、流失、所在不明その他の事故が生じたときは、すみやかにその麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を「麻薬事故届」により都道府県知事に届け出てください。

届出に当たっては、次の事項に留意してください。

- ① 麻薬を盗取された場合には、すみやかに警察署にも届け出てください。
- ② 麻薬事故届を提出した場合には、帳簿(受払簿)の備考欄にその旨記載し、麻薬事故届の写しを保管してください。
- ③ アンプル注射剤の事故に伴い、廃棄する必要がある場合、麻薬事故届にその経過を詳細に記入することで麻薬廃棄届、調剤済麻薬廃棄届の提出は必要ありません。
- ④ 麻薬小売業者間譲渡許可による譲渡・譲受において、麻薬の交付時まで破損等が確認された場合は、譲渡側の許可業者において事故届を提出することとし、交付後に破損等が確認された場合は、譲受側の許可業者において事故届を提出してください。

第 8 年間報告(法第 47 条)

麻薬小売業者は、毎年 11 月 30 日までに、次の事項を「年間麻薬譲渡・譲受届」により都道府県知事に届け出なければなりません。

- ◎ 前年の 10 月 1 日に麻薬小売業者(薬局開設者)が所有していた麻薬の品名及び数量
- ◎ 前年の 10 月 1 日からその年の 9 月 30 日までの間に当該麻薬小売業者が譲り受け、譲り渡した麻薬の品名及び数量
- ◎ その年の 9 月 30 日に麻薬小売業者が所有していた麻薬の品名及び数量

届出に当たっては、次の事項に留意してください。

- ① 届出期間中に麻薬を所有していなかった場合であっても、「在庫なし」と届け出る必要があります。
- ② 年間報告の記載は、同じ品名のものでも含有量、剤型が異なれば、別品目として記載してください。
- ③ 譲り受け欄には、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬の数量と麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて譲り受けた麻薬の数量の合計を記載してください。また、麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて譲り受けた麻薬の数量の合計を内数として括弧書きで併記してください。
- ④ 譲り渡し欄には、麻薬処方せんを所持した者に譲り渡した麻薬の数量と麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて譲り渡した麻薬の数量の合計を記載してください。また、麻薬小

売業者間譲渡許可に基づいて譲り渡した麻薬の数量の合計を内数として括弧書きで併記してください。

- ⑤ 麻薬廃棄届により廃棄した数量及び事故のあった数量を備考欄に記載してください。
調剤済麻薬廃棄届により廃棄した数量は記載する必要はありません。
- ⑥ 年間届に誤りを発見した場合は、訂正する必要がありますので、早急に都道府県薬務
主管課又は保健所に問い合わせてください。

第9 携帯輸出入(法第13条・法第17条)

患者が、自己の疾病の治療の目的で、麻薬を携帯して輸入若しくは輸出する場合は、事前に、次の事項を記載した申請書に疾病名、治療経過及び麻薬の施用を必要とする旨を記載した医師の診断書を添えて地方厚生(支)局長に提出しあらかじめ許可を受ける必要があります。

- ① 申請者の氏名、住所
- ② 携帯して輸入し、又は輸出しようとする麻薬の品名及び数量
- ③ 入国し、又は出国する理由
- ④ 麻薬の施用を必要とする理由
- ⑤ 入国又は出国の期間
- ⑥ 入国又は出国の港

詳細については、地方厚生局麻薬取締部「麻薬取締官」のホームページ等をご確認ください。

「麻薬取締官」のホームページアドレス <http://www.nco.go.jp/shinsei5.html>

なお、渡航先においては日本と異なる法規制を行っている場合があります。当該国への麻薬等の携帯輸入若しくは当該国からの携帯輸出の可否等不明な点がありましたら、各国の在日大使館等にお問い合わせ頂き、事前に許可等が必要な場合には、その許可等取得の手続きについても併せて問い合わせ、トラブル等の発生のないようご留意してください。

麻 薬 事 務 手 続 一 覧 表

事項	提出書類の名称	申請・届に必要な書類等	備考
免許申請	麻薬取扱者免許申請書	① 麻薬業務を行う役員についての組織図 ※申請者が法人または団体である場合 ② 診断書 ※法人の場合は、業務を行う役員全員の診断書 ③ 薬局開設許可証の写し ④ 麻薬保管庫の位置を示す見取り図及び当該保管庫の構造設備を示すもの ⑤ 手数料 4,000 円 ※沖縄県収入証紙	・ 免許の有効期間 免許を受けた日の属する年の翌々年12月31日まで。 免許の有効期間満了に伴い、引続き免許を受ける者については、毎年10月頃から申請を受け付ける。 ・ 診断書の代わりとして疎明書は認められない。 ・ 保管庫の構造設備については保管庫重量もしくは「棚に固定」等保管庫が安易に動かせない構造設備であることを示すこと。
業務廃止	麻薬取扱者業務（研究）廃止届	① 麻薬小売業者免許証 ※麻薬業務所でなくなる場合 ・ 麻薬所有高届 ・ 麻薬廃棄届または麻薬譲渡届（麻薬を所有する場合）	廃止後 15日以内 に提出。 仮店舗への移転も業務廃止に該当する。 業務廃止後 50日以内 に譲渡又は廃棄しなければならない。譲渡した場合は、譲渡の日から 15日以内 に届け出ること。
免許証返納	麻薬取扱者免許証返納届	① 麻薬小売業者免許証 ※麻薬業務所でなくなる場合 業務廃止と同様の書類が必要	以下の時 15日以内 に提出。 ・ 有効期間満了 ・ 免許を取り消されたとき ・ 紛失した免許証を発見したとき
記載事項変更	麻薬小売業者免許証記載事項変更届	① 麻薬小売業者免許証 ※氏名変更の場合は本人確認のため戸籍抄本の写しや薬剤師名簿訂正申請の写しを求めることがあります。	変更を生じた日から 15日以内 に提出 ※薬局の移転や法人化する場合には、いったん業務を廃止し、新たに免許を取得する必要があります。
免許証再交付	麻薬取扱者免許証再交付申請書	① 手数料 2,800 円 ※沖縄県収入証紙 ② （き損の場合）麻薬施用者（管理者）免許 （紛失の場合）その理由書	発覚してから 15日以内 に提出。

事項	提出書類の名称	申請・届に必要な書類等	備考
麻薬業務を行う役員変更	麻薬取扱者役員変更届	① 診断書(新たに役員となる者のみ) ② 麻薬業務を行う役員についての組織図 ③ 登記簿謄本(※)	(※)組織図に代表取締役等の最高責任者によって事実と相違ない旨の証明がなされている場合、登記簿謄本の添付は不要
麻薬の廃棄	調剤済麻薬廃棄届		処方せんにより払い出された麻薬を廃棄した場合は、 30日以内 に届け出ること。
	麻薬廃棄届		①陳旧麻薬、誤調整した麻薬等(処方せんにより払い出された麻薬以外のもの)を廃棄するとき届け出ること。 ②届を提出してから、麻薬取締員又は保健所職員の立会いの下で廃棄すること。
破損等事故	麻薬事故届		① 破損、流失、盗取、所在不明等の事故が起こったときは すみやかに 届け出ること。
年間報告	年間報告		毎年 11月30日までに 提出。 提出者は薬局開設者。 前年10月1日から本年9月30日までの受払及び本年9月30日現在の所有量。
麻薬小売業者間譲渡許可申請	麻薬小売業者間譲渡許可申請書	① 申請者の麻薬業務所の所在地分布がわかる地図あるいは各業務所間の所要時間がわかる一覧表	押印された申請書は、本庁への提出用のほか、業者分の部数を提出してください。また、保健所の控え用として本庁へ提出する申請書及び添付書類一式の写しも提出してください。 当該申請書は3業者までしか記載できないため、4業者以上が申請する場合は、別紙様式1に続きを記載すること。

<p>麻薬小売業者間譲渡許可変更</p>	<p>麻薬小売業者間譲渡許可変更届</p>	<p>① 麻薬小売業者間譲渡許可書（全ての小売業者の分）</p>	<p>押印された変更届は、本庁への提出用のほか、業者分の部数を提出してください。また、保健所の控え用として本庁へ提出する変更届及び添付書類一式の写しも提出してください。</p> <p>当該届は2業者までしか記載できないため、3業者以上のグループの場合は、別記様式5に続きを記載すること。</p>
<p>麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加</p>	<p>麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届</p>	<p>① 麻薬小売業者間譲渡許可書（全ての小売業者の分）</p>	<p>押印された追加届は、本庁への提出用のほか、業者分の部数を提出してください。また保健所の控え用として本庁へ提出する追加届及び添付書類一式の写しも提出してください。</p> <p>当該届は3業者までしか記載できないため、4業者以上のグループの場合は、別紙様式5に続きを記載すること。</p>
<p>麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請</p>	<p>麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書</p>	<p>① 麻薬小売業者間譲渡許可書（き損の場合）</p>	<p>保健所の控え用として本庁へ提出する申請書及び添付書類一式の写しも提出してください。</p>
<p>麻薬小売業者間譲渡許可書返納</p>	<p>麻薬小売業者間譲渡許可書返納届</p>	<p>① 麻薬小売業者間譲渡許可書（全ての小売業者の分）</p>	<p>保健所の控え用として本庁へ提出する返納届及び添付書類一式の写しも提出してください。</p> <p>当該届は2業者までしか記載できないため、3業者以上のグループの場合は、別紙様式5に続きを記載すること。</p>

麻薬廃棄に係るフローチャート図

図2 院内施用の注射剤の場合

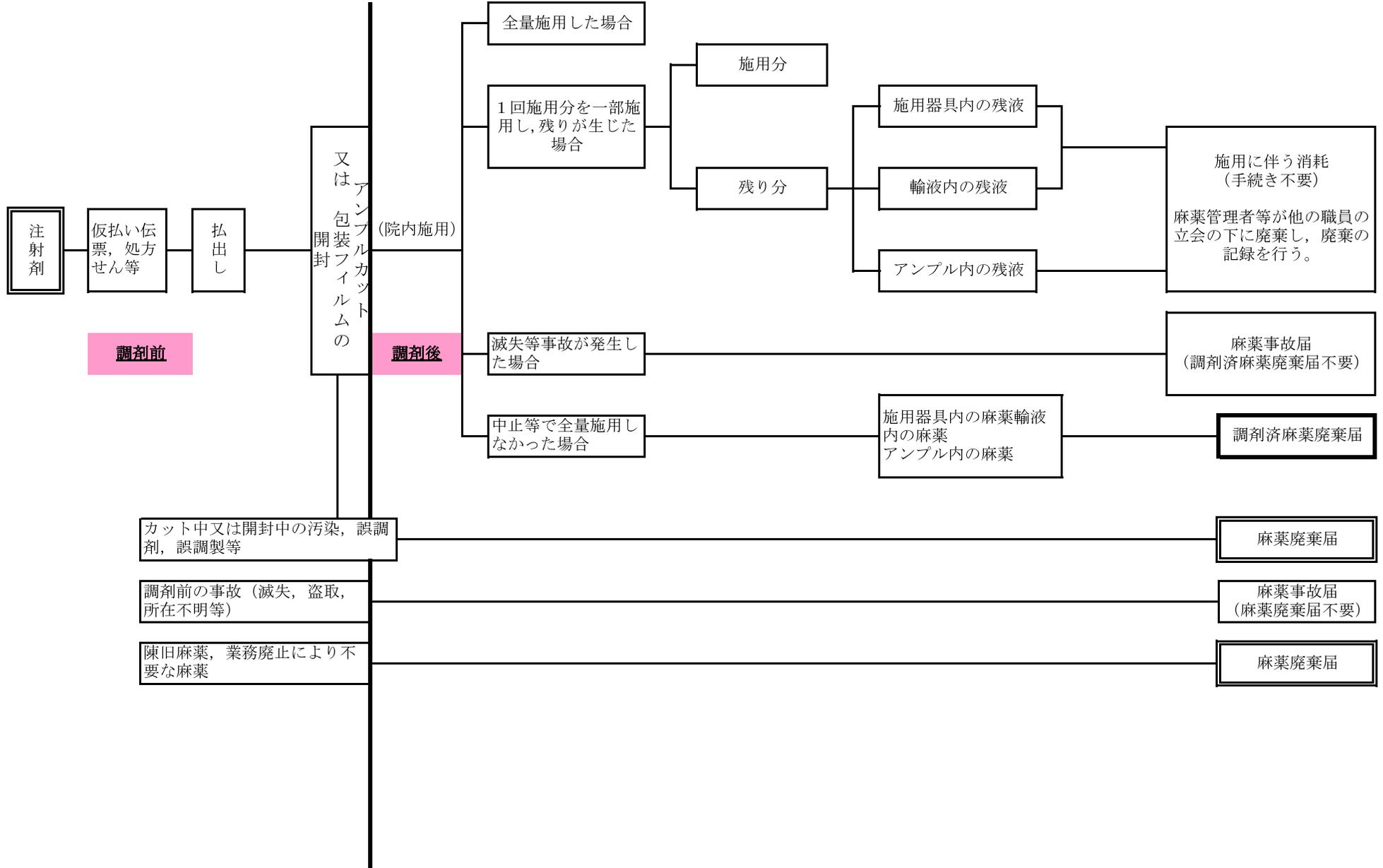


図3 院外施用の注射剤の場合（連続注入器等）

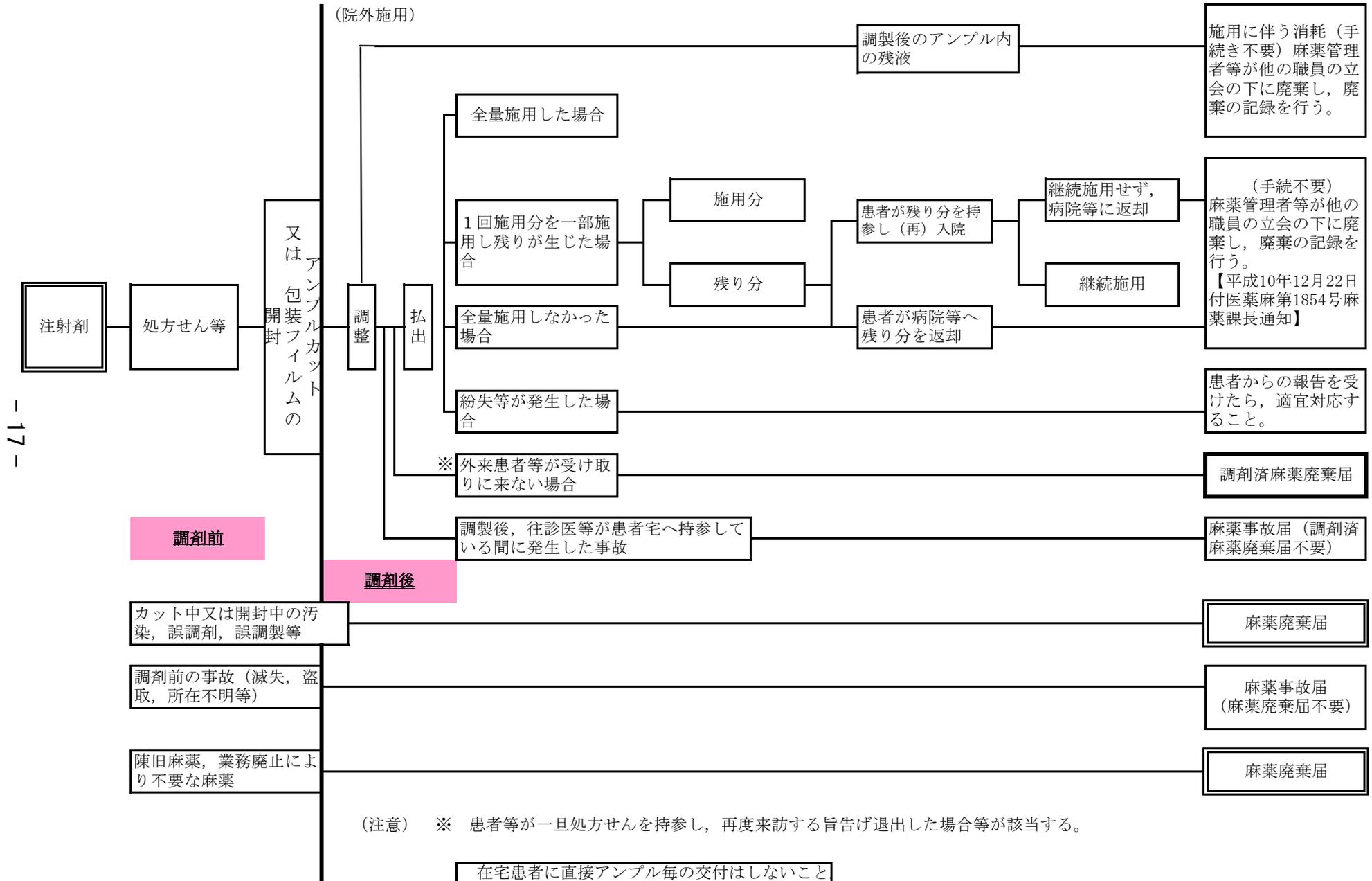
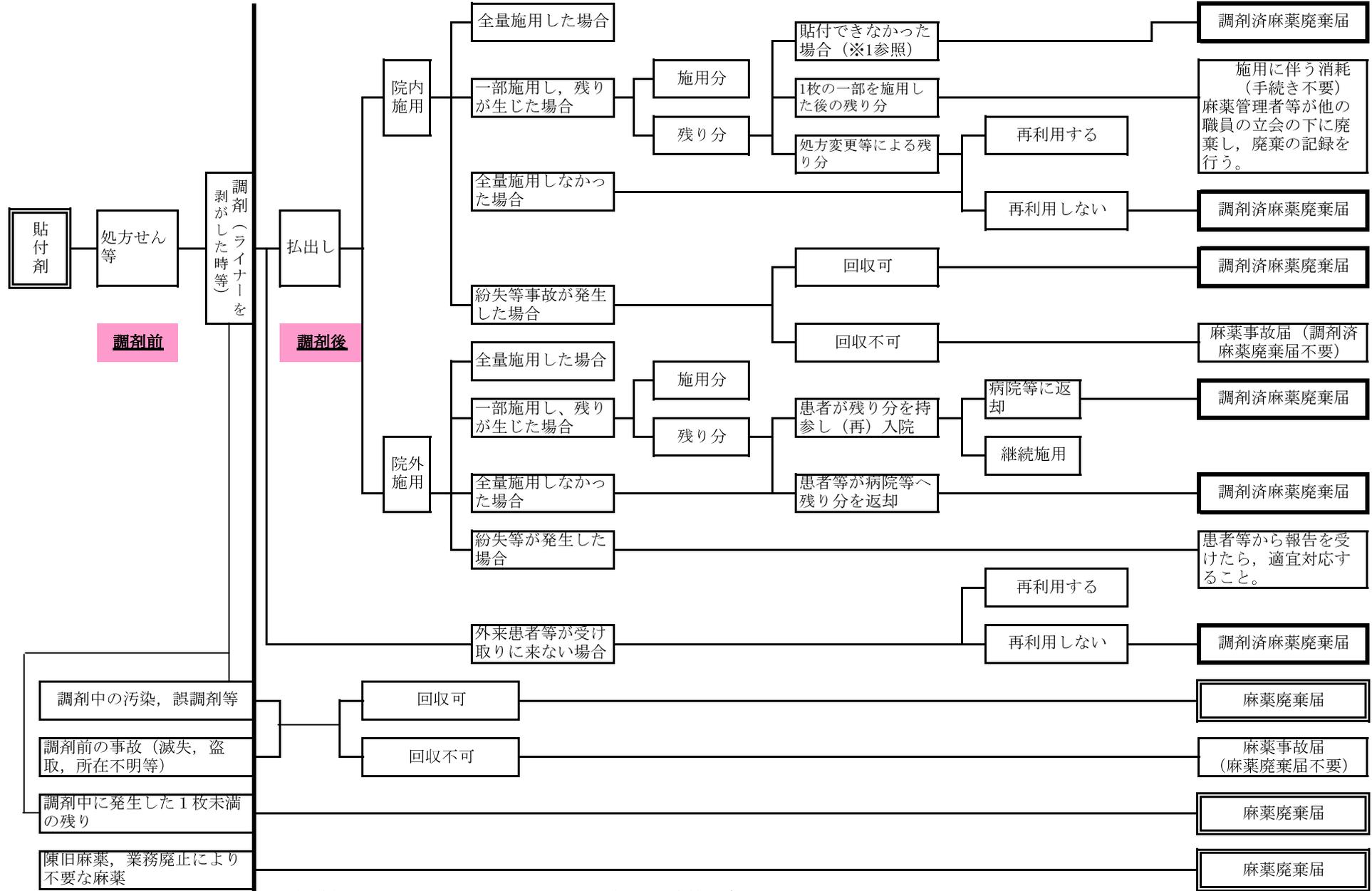


図4 貼付剤の場合



(注意) ※1 ライナーから剥がすのに失敗した場合等が該当する。
 ※2 施用途中で剥離した場合や途中で施用を中止した場合は、施用済みとして処理すること。
 ※3 院内で施用済みの貼付剤 (上記※2の場合も含む。) については、麻薬管理者が全て回収し適切に廃棄すること。

図5 その他の場合（液剤，散剤等）

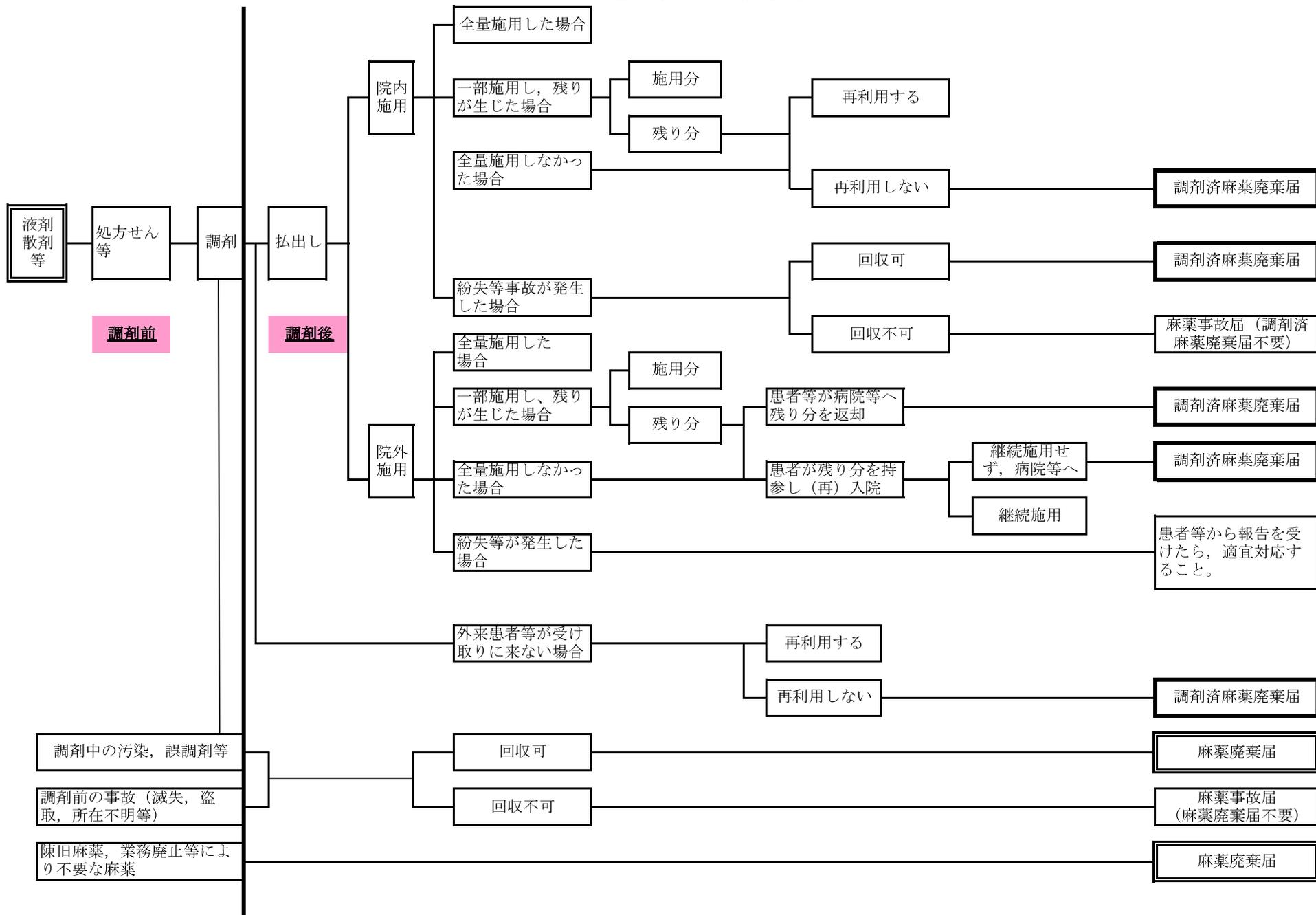
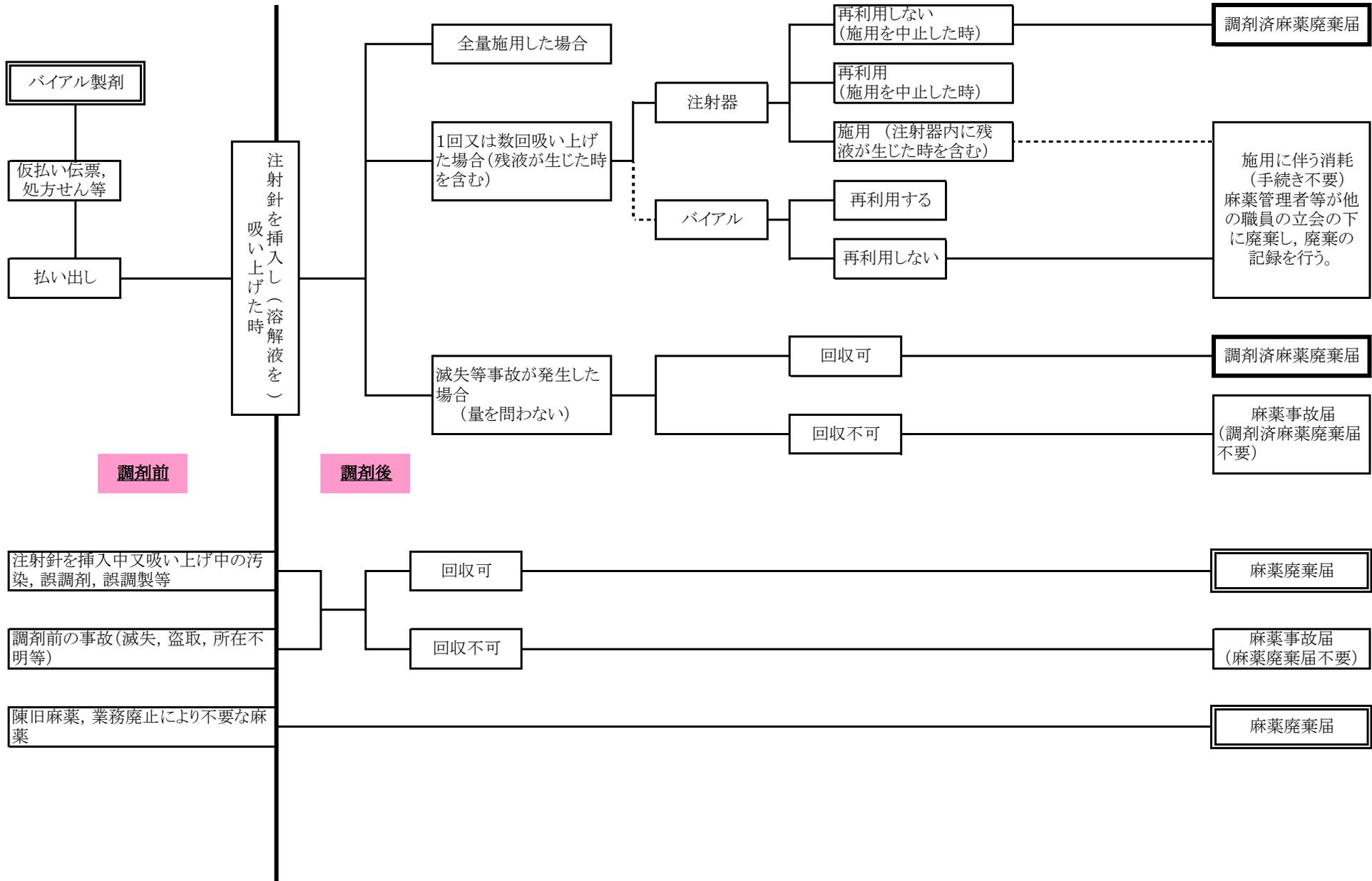


図6 バイアル製剤の場合



薬局における向精神薬取扱いの手引

第1 分類

向精神薬は、その乱用の危険性と治療上の有用性により、第1種向精神薬、第2種向精神薬、第3種向精神薬の3種類に分類されています。第1種向精神薬にはメチルフェニデートなど、第2種向精神薬にはフルニトラゼパム、ペンタゾシンなど、第3種向精神薬にはトリアゾラム、プロチゾラムなどが指定されています。

第2 向精神薬小売業者の免許（麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）第50条及び第50条の26）

薬局開設者は、都道府県知事に別段の申出をしない限り、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされます。

したがって、通常、薬局開設者が向精神薬小売業者の免許を申請する必要はありません。

第3 譲受け（法第50条の16・麻薬及び向精神薬取締法施行規則（以下「施行規則」という。）第36条）

(1) 向精神薬は、向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬卸売業者(注)から譲り受けることができます。

(注) 薬局開設者と同様に、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者も向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされます（法第50条の26）。

(2) (1)の他、次の場合も向精神薬を譲り受けることができます。

- ① 患者に交付された向精神薬の返却を受ける場合
- ② 病院・診療所・飼育動物診療施設の開設者、向精神薬試験研究施設の設置者、向精神薬小売業者、向精神薬使用業者に譲り渡した向精神薬の返品を受ける場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）
- ③ 災害時に使用するために備蓄する目的で地方公共団体の長に譲り渡した向精神薬の返品を受ける場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）
- ④ 向精神薬取扱者が向精神薬取扱者でなくなった場合に、当該向精神薬取扱者からその所有する向精神薬を50日以内に譲り受ける場合

第4 譲渡し（法第50条の16及び第50条の17・施行規則第36条）

向精神薬は、次の場合以外には譲り渡すことはできません。

- ① 向精神薬処方箋を所持する者に向精神薬を譲り渡す場合（向精神薬小売業者として行う場合に限る。）
- ② 病院・診療所・飼育動物診療施設の開設者、向精神薬試験研究施設の設置者、向精神薬小売業者、向精神薬卸売業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者又は向精神薬輸出業者に譲り渡す場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）

- ③ 船舶内に備え付けられる向精神薬を船長の発給する向精神薬の購入に関する証明書と引替えに船舶所有者に譲り渡す場合
- ④ 救急の用に供する目的で航空機に装備される向精神薬を航空運送事業を営業者者に譲り渡す場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）
- ⑤ 向精神薬輸入業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬卸売業者から譲り受けた向精神薬を返品する場合
- ⑥ 災害時に使用するために備蓄される向精神薬を地方公共団体の長に譲り渡す場合（向精神薬卸売業者として行う場合に限る。）
- ⑦ 薬局を廃止した場合等、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許が失効した場合に、その所有する向精神薬を50日以内に向精神薬取扱者に譲り渡す場合

第5 不備又は不審な処方せんの取扱い（薬剤師法第24条）

処方せんに疑義がある場合、交付した医師等に問い合わせ、疑義を確認した後でなければ調剤できません。向精神薬を不正に入手（詐取）する目的で、不審な処方せん（例えば、カラーコピー、パソコン等により偽造されたもの、印影が不自然なもの）が薬局に持ち込まれることがありますので、書式等が不自然な処方せんや遠隔地の医療機関の医師から発行された処方せんには注意が必要です。

第6 保管（法第50条の21・施行規則第40条）

- (1) 譲り受けた向精神薬は、次により保管しなければなりません。
 - ① 薬局内の人目につかない場所で保管すること。
 - ② 保管する場所は、業務従事者が実地に盗難の防止に必要な注意をしている場合以外は、かぎをかけた設備内で行うこと。

〔例〕

- a) 調剤室や薬品倉庫に保管する場合で、夜間、休日で保管場所を注意する者がいない場合は、その出入口にかぎをかけること。
日中、業務従事者が必要な注意をしている場合以外は、出入口にかぎをかけること。
 - b) ロッカーや引き出しに入れて保管する場合も、夜間、休日で必要な注意をする者がいない場合には、同様に、ロッカーや引き出しあるいはその部屋の出入口のいずれかにかぎをかけること。
- (2) ペンタゾシン、ブプレノルフィン等の向精神薬注射剤については、特に乱用・盗難のおそれが高いため保管管理を厳重にし、不正使用や盗難防止に一層留意してください。

第7 廃棄（法第50条の21）

- (1) 向精神薬の廃棄について、許可や届出の必要はありませんが、第1種向精神薬及び第2種向精神薬を廃棄したときは記録が必要です。（第9 記録の項参照。）
- (2) 廃棄は焼却、酸、アルカリによる分解、希釈、他の薬剤との混合等、向精神薬の回収が困難な方法により行ってください。

第8 事故（法第50条の22・施行規則第41条）

薬局で所有する向精神薬について、下記の数量以上の滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、すみやかにその向精神薬の品名、数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を「向精神薬事故届」により都道府県知事に届け出てください。

* 下記以下の量であっても、盗取・詐取等の場合には、都道府県知事に届け出ると共に警察署にも届け出てください。

末、散剤、顆粒剤	100グラム（包）
錠剤、カプセル剤、坐剤	120個
注射剤	10アンプル（バイアル）
内用液剤	10容器
経皮吸収型製剤	10枚

* ODフィルム剤は「錠剤」にあたります。

第9 記録（法第50条の23）

第1種向精神薬又は第2種向精神薬を譲り受け、譲り渡し、又は廃棄したときは、次の事項を記録し、この記録を最終記載の日から2年間保存しなければなりません。

- ① 向精神薬の品名（販売名）・数量
- ② 譲り受け、譲り渡し、又は廃棄した年月日
- ③ 譲受け又は譲渡しの相手方の営業所等の名称・所在地

（注）

- a) 患者への向精神薬の交付、患者に交付された向精神薬の返却、返却を受けた向精神薬の廃棄については、記録の必要はありません（施行規則第42条）。
- b) 同一薬局内の向精神薬小売業者の記録と向精神薬卸売業者の記録は別にする必要があります。両者間で譲受け、譲渡しがあった場合はそれぞれ記録してください。
- c) 向精神薬が記載された伝票の保存をもって記録に代えることができますが、向精神薬が記載されていない伝票とは別に綴ってください。
- d) 第3種向精神薬については、記録義務はありませんが、譲受けについて記録し、定期的に在庫確認をすることが望ましいです。

第10 薬局管理者の義務（法第50条の20）

- （1） 薬局の管理者は、自ら向精神薬取扱責任者となるか又は営業所ごとに向精神薬取扱責任者を置かなければなりません。
- （2） 向精神薬取扱責任者は、向精神薬の譲渡し、譲受け、保管、廃棄、向精神薬に関する記録等が適切に行われ、法に違反する行為が行われないように、業務従事者を監督しなければなりません。

第11 立入検査（法第50条の38）

- (1) 立入検査は、向精神薬の取締り上必要があるときに行われます。犯罪捜査の目的で行われるものではありません。
- (2) 立入検査を行う職員（麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員）は、身分を示す証票を携帯していますので、必ず提示を求めて確認してください。
- (3) 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした場合には処罰されることがあります（法第72条第11号）。

第12 その他

1) 輸入、輸出（法第50条の8及び第50条の11・施行規則第27条及び第30条）

- (1) 向精神薬を輸入又は輸出することはできません。
- (2) 患者は、自己の疾病の治療の目的で向精神薬を携帯して入国又は出国することができます。ただし、施行規則別表第一に定められている量を超える量の向精神薬を携帯して出入国する場合には、これらの向精神薬を携帯して輸入、輸出することが、自己の疾病の治療のため特に必要であることを証する書類（例えば、「処方箋の写し」「患者の氏名及び住所並びに携帯を必要とする向精神薬の品名及び数量を記載した医師の証明書」）の所持が必要です。
なお、渡航先においては日本と異なる法規制を行っている場合があります。当該国への向精神薬の携帯輸入若しくは当該国からの携帯輸出の可否等不明な点がありましたら、各国の在日大使館等にお問い合わせ頂き、事前に許可等が必要な場合には、その許可等取得の手続きについても併せて問い合わせ、トラブル等の発生のないようご留意してください。

2) 製造、製剤、小分け（法第50条の15）

- (1) 向精神薬を製造し、製剤し、又は小分けすることはできません。
- (2) 調剤（予製を含む。）については、製剤に該当しません（法第2条第29号）。

3) 容器の記載（法第50条の19）

向精神薬卸売業者等から譲り受ける向精神薬の外箱等には、「Ⓜ」の記号等が表示されます。

4) 承認条件

- (1) メチルフェニデート製剤「リタリン[®]錠／散」「コンサータ[®]錠」の処方・施用にあたっては、同製剤の承認条件に基づき、投薬する医師、医療機関、薬局が限定されるとともに、薬局における調剤の際には、その確認の上で調剤がなされることとされており、第三者委員会による流通管理が行われておりますので、注意が必要です。
- (2) ブプレノルフィン経皮吸収型製剤の慢性疼痛患者への処方・施用にあたっては、同製剤の承認条件に基づき、薬剤師は処方医が製造販売業者の提供する講習を修了した医師であることを確認する必要がありますので、注意が必要です。

5) その他

向精神薬に指定されていない習慣性医薬品についても、向精神薬と同様に管理することが望ましいです。

【参考】向精神薬一覧(令和6年12月現在)

1 物質名一覧表

	物質名	薬理作用			物質名	薬理作用	
第1種	ジペプロロール	鎮咳		第3種	デロラゼパム	中枢抑制	
	セコバルビタール	中枢抑制			トリアゾラム	中枢抑制	○
	フェネチリン	中枢興奮			ニトラゼパム	中枢抑制	○
	フェンメトラジン	中枢興奮			ニメタゼパム	中枢抑制	
	メクロカロン	中枢抑制			ノルダゼパム	中枢抑制	
	メタカロン	中枢抑制			ハラゼパム	中枢抑制	
	メチルフェニデート	中枢興奮	○		バルビタール	中枢抑制	○
	モダフィニル	中枢興奮	○		ハロキサゾラム	中枢抑制	○
第2種	アモバルビタール	中枢抑制		ピナゼパム	中枢抑制		
	カチン	中枢興奮		ビニルビタール	中枢抑制		
	グルテチミド	中枢抑制		ピプラドロール	中枢興奮		
	シクロバルビタール	中枢抑制		ピロバレロン	中枢興奮		
	ブタルビタール	中枢抑制		フェナゼパム	中枢抑制		
	ブプレノルフィン	鎮痛	○	フェノバルビタール	中枢抑制	○	
	フルニトラゼパム	中枢抑制	○	フェンカンファミン	中枢興奮		
	ペンタゾシン	鎮痛	○	フェンジメトラジン	中枢興奮		
第3種	ペントバルビタール	中枢抑制	○	フェンテルミン	中枢興奮		
	アミノレクス	中枢興奮		フェンプロポレクス	中枢興奮		
	アルプラゾラム	中枢抑制	○	ブトバルビタール	中枢抑制		
	アロバルビタール	中枢抑制	○	プラゼパム	中枢抑制		
	アンフェプラモン	中枢興奮		フルアルプラゾラム	中枢抑制		
	エスクロルビノール	中枢抑制		フルジアゼパム	中枢抑制	○	
	エスタゾラム	中枢抑制	○	フルブロマゾラム	中枢抑制		
	エチゾラム	中枢抑制	○	フルラゼパム	中枢抑制	○	
	エチナメート	中枢抑制		ブロチゾラム	中枢抑制	○	
	エチランフェタミン	中枢興奮		プロピルヘキセドリン	中枢興奮		
	オキサゼパム	中枢抑制		ブロマゼパム	中枢抑制	○	
	オキサゾラム	中枢抑制	○	ブロマゾラム	中枢抑制		
	カマゼパム	中枢抑制		ペモリン	中枢興奮	○	
	クアゼパム	中枢抑制	○	ベンツフェタミン	中枢興奮		
	クロキサゾラム	中枢抑制	○	マジンドール	食欲抑制	○	
	クロチアゼパム	中枢抑制	○	ミダゾラム	中枢抑制	○	
	クロナゼパム	抗てんかん	○	メソカルブ	中枢興奮		
	クロナゾラム	中枢抑制		メダゼパム	中枢抑制	○	
	クロバザム	抗てんかん	○	メチプリロン	中枢抑制		
	クロラゼブ酸	中枢抑制	○	メチルフェノバルビタール	中枢抑制		
	クロルジアゼポキシド	中枢抑制	○	メフェノレクス	中枢興奮		
	ケタゾラム	中枢抑制		メプロバメート	中枢抑制		
	ジアゼパム	中枢抑制	○	レフェタミン	鎮痛		
	ジクラゼパム	中枢抑制		レミマゾラム	中枢抑制	○	
	セクブタバルビタール	中枢抑制		ロフラゼブ酸エチル	中枢抑制	○	
	ゾピクロン	中枢抑制	○	ロプラゾラム	中枢抑制		
	ゾルピデム	中枢抑制	○	ロラゼパム	中枢抑制	○	
	テトラゼパム	中枢抑制		ロルメタゼパム	中枢抑制	○	
テマゼパム	中枢抑制						

注1) それぞれの物質の塩類及びそれらを含むものを含む。

注2) ○印は、我が国で医薬品として流通しているものを示す。

2 向精神薬（商品名：例示）一覧表 【物質名順】

※ジェネリック医薬品は除く。

(1) 第1種向精神薬で市販されているもの

物質名	商品名
メチルフェニデート塩酸塩	コンサータ錠18mg・錠27mg・錠36mg リタリン錠10mg
モダフィニル	モディオダール錠100mg

(2) 第2種向精神薬で市販されているもの

物質名	商品名
ブプレノルフィン	ノルspanテープ5mg・テープ10mg・テープ20mg
ブプレノルフィン塩酸塩	レペタン注0.2mg・注0.3mg・坐剤0.2mg・坐剤0.4mg
フルニトラゼパム	サイレース錠1mg・錠2mg・静注2mg
ペンタゾシン	ソセゴン注射液15mg・注射液30mg
ペンタゾシン塩酸塩 (塩酸ペンタゾシン)	ソセゴン錠25mg
ペントバルビタールカルシウム	ラボナ錠50mg

(3) 第3種向精神薬で市販されているもの

物質名	商品名
アルプラゾラム	コンスタン0.4mg錠・0.8mg錠 ソラナックス0.4mg錠・0.8mg錠
エスタゾラム	ユーロジン散1%・1mg錠・2mg錠
エチゾラム	デパス細粒1%・錠0.25mg・錠0.5mg・錠1mg
オキサゾラム	セレナール散10%・錠5・錠10
クアゼパム	ドラール錠15・錠20
クロキサゾラム	セパゾン散1%・錠1・錠2
クロチアゼパム	リーゼ顆粒10%・錠5mg・錠10mg
クロナゼパム	ランドセン細粒0.1%・細粒0.5%・錠0.5mg・錠1mg・錠2mg リボトリール細粒0.1%・細粒0.5%・錠0.5mg・錠1mg・錠2mg

物 質 名	商 品 名
クロバザム	マイスタン細粒1%・錠5mg・錠10mg
クロラゼプ酸二カリウム	メンドンカプセル7.5mg
クロルジアゼポキシド	クロルジアゼポキシド散1%「ツルハラ」・錠5mg「ツルハラ」・錠10mg「ツルハラ」 コントロール散1%・散10%、5mg・10mgコントロール錠 バランス散10%・錠5mg・錠10mg
ジアゼパム	セルシン散1%・シロップ0.1%・注射液5mg・注射液10mg 2mg・5mg・10mgセルシン錠 ダイアップ坐剤4・坐剤6・坐剤10 ホリゾン散1%・錠2mg・錠5mg・注射液10mg
ゾピクロン	アモバン錠7.5・錠10
ゾルピデム酒石酸塩	マイスリー錠5mg・錠10mg
トリアゾラム	ハルシオン0.125mg錠・0.25mg錠
ニトラゼパム	ネルボン散1%・錠5mg・錠10mg ベンザリン細粒1%・錠2・錠5・錠10
ハロキサゾラム	ソメリン細粒1%・錠5mg・錠10mg
フェノバルビタール	フェノバル原末・散10%・錠30mg・エリキシル0.4%・注射液100mg フェノバルビタール「ホエイ」原末・散10%「ホエイ」 フェノバルビタール散10%「シオエ」 フェノバルビタール散10%「マルイシ」
フェノバルビタールナトリウム	ノーベルパール静注用250mg ルピアール坐剤25・坐剤50・坐剤100 ワコビタール坐剤15・坐剤30・坐剤50・坐剤100
フェノバルビタールの配合剤	トランコロンP配合錠 ヒダントールD配合錠・E配合錠・F配合錠 複合アレピアチン配合錠
フルジアゼパム	エリスパン錠0.25mg
フルラゼパム塩酸塩	ダルメートカプセル15
プロチゾラム	レンドルミン錠0.25mg レンドルミンD錠0.25mg

物 質 名	商 品 名
プロマゼパム	プロマゼパム坐剤3mg レキソタン細粒1%・錠1・錠2・錠5
ペモリン	ベタナミン錠10mg・錠25mg・錠50mg
マジンドール	サノレックス錠0.5mg
ミダゾラム	ドルミカム注射液10mg ミダフレッサ静注0.1% ブコラム口腔用液2.5mg・5mg・7.5mg・10mg
メダゼパム	レスミット錠2・錠5
レミマゾラムベシル酸塩	アネレム静注用50mg
ロフラゼプ酸エチル	メイラックス細粒1%・錠1mg・錠2mg
ロラゼパム	ワイパックス錠0.5・錠1.0 ロラピタ 静注2mg
ロルメタゼパム	エバミール錠1.0 ロラメット錠1.0